

区分1	区分2		区分3	取組の概要	担当課	計画期間中の実施状況 (R元～R5)
1. ホームレス	(1)ステップ0(ゼロ)ー緊急援助対策	短期	①突然の病気・けがに困っているホームレス等への対応	突然の病気・けが等により、ホームレスの生命や健康に重大な危険が発生する場合に備え、普段からホームレスの状況を把握するための行政・民間支援団体・ホームレス自身等のネットワークを構築する必要がある。 また、医療機関等との連絡体制を整えるとともに、必要に応じて生活保護法による医療扶助の適用が受けられるようにする。 さらに、退院後の生活支援を視野に入れた検討を行う必要がある。	健康福祉部 健康福祉指導課	ホームレスの状況を把握するためのネットワークは概ね構築されている。 また必要に応じ、生活保護制度による医療の提供は実施している。 退院後の生活支援については、生活保護制度の活用の他、一時生活支援事業や無料低額宿泊所等を活用している。
		短期	②居所が緊急に必要な者への対応	居所が緊急に必要なホームレスに対して、生活困窮者自立支援法に基づく、県と市が連携した広域的な取組を含む「一時生活支援事業」の活用や、市における事業実施の促進、良質な無料低額宿泊事業を行う施設等への一時的避難を検討する。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を6市が実施しており利用する外、良質な無料低額宿泊事業を行う施設等を活用している 郡部においては令和4年度から北部3圏域において一時生活支援事業を開始し、令和5年度においては南部3圏域を含めた6圏域全域に拡大して実施している。
		中長期	緊急援助に至らないための予防策	市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等で組織する「ホームレス自立推進会議」で、健康に特に留意すべき者の恒常的把握に努める。 市町村の保健・福祉部局、社会福祉協議会等は、持病等により医師の診察を受ける必要があると判断したホームレスに、無料低額診療施設を紹介する。 また、無料低額診療施設がホームレスの診療に対応するよう働きかけを行う。	健康福祉部 健康福祉指導課	健康に特に留意すべき者の恒常的把握については会議設置はないものの概ね把握できており、無料低額診療施設の紹介等は生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等において行っている。 また、無料低額診療施設に対するホームレスの診療の働きかけを会議等で行っている。
	(2)ステップ1ー状況の把握・相談(ファースト・アセスメント)	短期	①巡回相談による状況の把握・相談	ホームレスの起居する場所へ赴いて相談にあたる巡回相談事業を千葉県内のホームレス対策の最重要事業と位置付け、この巡回相談事業を管内のホームレスの状況把握の出発点とする。 また、県は生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」の中で事業の実施を強く働きかけるとともに、研修等でノウハウを伝えていく。 【目標】巡回相談事業実施市町村数(令和5年度)7	健康福祉部 健康福祉指導課	令和5年度において、生活困窮者自立支援法に基づく巡回相談は8市の実施となっている。 【巡回相談事業実施市町村数】 R1 5市 → R5 8市
		短期	②「街かどスポット相談」による状況の把握・相談	公園や河川敷等の複数のホームレスが起居している場所において、必要に応じて「街かどスポット相談」(巡回相談事業の一環として、日時をあらかじめ決めて開催)を実施し、生活困窮者自立支援制度市町村等説明会等を通じて事業の実施を働きかける。	健康福祉部 健康福祉指導課	街かどスポット相談の実施は1市にとどまっている。また、生活困窮者自立支援法に基づく巡回相談を8市において実施している。
		短期	③ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への相談機関の周知	インターネットカフェ事業者等と連携し、相談機関の連絡先等を記したカードやパンフレット等の設置を行う。 また、ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組みの検討結果や実態調査に関する要望等の結果を踏まえて、施策の検討を行う。	健康福祉部 健康福祉指導課	令和3年4月19日付健指第356号において「一般社団法人日本複合カフェ協会加盟店舗店長」あて千葉県内の自立相談支援機関の相談窓口一覧を送付した。 加えて令和5年度にホームレス支援に関するガイドブックを進めている。
		中長期		生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等において、市町村等にホームレス支援に関する先進事例などを情報提供する。	健康福祉部 健康福祉指導課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い説明会等の開催に至っていない。 なお、令和6年度以降の初任者研修等においてホームレス支援に関する説明をホームレス支援団体等を講師として実施する方向で検討中である。

区分1	区分2		区分3	取組の概要	担当課	計画期間中の実施状況 (R元～R5)
の状況に応じた個別施策の展開	(3)ステップ2 一関係性の構築	短期	①巡回相談(継続)の第二の役割	巡回相談を繰り返すことにより、本音の話ができるように信頼関係をつくり、ホームレス一人ひとりの生活状況や健康状況、悩みなどを聞き取り、必要な支援を関係機関につないでいく。	健康福祉部 健康福祉指導課	行政、ホームレス支援団体等により巡回相談事業を実施している。
		短期	②「街かどスポット相談」の開催	必要に応じて定期的に「街かどスポット相談窓口」を設け、巡回相談で関係性の構築が始まった段階をフォローするよう努める。	健康福祉部 健康福祉指導課	街かどスポット相談の実施は1市にとどまっている。 また、生活困窮者自立支援法に基づく巡回相談を8市において実施している。
		短期	③恒常的な相談窓口の設置	自立相談支援事業の実施機関や市町村の福祉部局等を相談窓口とし、来庁した者の相談に応じ、必要に応じて、関係機関と連携した対応をとる。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立相談支援事業による窓口等において、相談に応じている
		短期	④相談員の養成	相談窓口や巡回でホームレスの相談に応じる相談員の養成・研修の実施を検討する。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立支援事業に従事する者を対象に研修を行っている。
		中長期		ホームレス対策が必要な市町村が相談体制を確立し、ホームレスとの関係性の構築に努める必要があることから、継続して巡回相談事業を実施することで関係性の構築を図る。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立相談支援事業に基づき、各自治体において窓口を設置し、相談体制を確立している。
	(4)ステップ3 一コーディネート(総合自立支援:セカンドアセスメント)	短期	①ホームレス一人ひとりの「自立支援計画」づくり	ホームレス一人ひとりの生活状況を把握し、各々の状況や希望を踏まえた自立支援方法(「自立支援計画」という。)を検討し、信頼関係を深めていきながら、可能なことから逐次進める、ホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定を促進する。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立相談支援事業により、一人ひとりの状況を踏まえたプランを作成し、支援を行っている。
		短期	②「自立支援計画」を進める上での留意点	「自立支援計画」づくりは当事者自らの「自立計画」であるべきであり、その実現に向けて行政やNPO、ボランティアが対等な立場で支援をしていく。 また、単に住む場所さえ確保すれば自立支援が達成されるわけではなく、その後も支援者や関係機関などが見守っていく。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立相談支援事業により、一人ひとりの状況を踏まえ、継続的な支援を行っている。
		短期	③推進体制づくり	自立相談支援事業の実施機関は、支援調整会議等を活用し、関係機関の協力を得ながら、「自立支援計画」づくり及びその実行に努める。ホームレスの少ない地域においても、健康福祉センターを単位とするなど、市町村や関係機関が連携した取組を進めていく。 また、県は、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設置し、全県的な自立支援体制の構築を図る。 第二のセーフティネットの施策の推進については、千葉県生活保護受給者等就労自立促進協議会等においても協議、検討を進めていく。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立支援事業における支援調整会議での自立支援計画の決定など推進体制の構築は図られている。 また、県において平成24年11月に「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設置し、適宜開催するとともに、千葉県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を開催し、広域的な連携体制を構築している。
		中長期		県及び市町村は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策、取組みについて情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。	健康福祉部 健康福祉指導課	県ホームページにおける県計画の公表や各種取組に係る情報提供を行うとともに、団体間の調整等について、担当者等による協議などを適宜実施している。

区分1	区分2		区分3	取組の概要	担当課	計画期間中の実施状況 (R元～R5)
1. ホームレスの状況に応じた個別施策の展開	(5)ステップ4 一住まいの場の確保	短期	①自立支援のための住まいの場の確保	自立支援のための一時的な住まいとして、一時生活支援事業の活用を促すとともに、ニーズが少ない圏域における一時生活支援事業の広域実施について検討する。 無料低額宿泊所に対しては社会福祉住居施設の届出を促進するとともに、日常生活支援住居施設の指定を推進するなど、良質な住居施設の増加を図る。なお、無料低額宿泊所については、引き続きその事業内容のチェックと適切な指導を行う。 令和元年度から、生活困窮者自立支援法の一部改正により法制度化された、地域居住支援事業の活用を促進を図る。 加えて、離職等により住宅を喪失したあるいはおそれのある者については、住宅確保給付金、生活福祉資金の活用を検討する。 【目標】一時生活支援事業実施市町村数(令和5年度)6 地域居住支援事業実施市町村数(令和5年度)2	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業、良質な無料低額宿泊所等を活用し、住居の確保を行っている。 また、生活福祉資金の貸付や、住居確保給付金の支給等を行っている。 【一時生活支援事業実施市町村数】 R1 4市 → R5 23市町村 【地域居住支援事業実施市町村数】 R1 0市 → R5 0市
		短期	②安定した住まいの確保	県営住宅や市町村営住宅等の単身者・高齢者入居制度に該当するホームレスに対し、制度の活用を検討する。また、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の提供に努める。	県土整備部 都市整備局 住宅課 健康福祉部 健康福祉指導課	県営住宅においては、高齢者や要件を満たす単身者に対して、抽選において一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇措置を講じて配慮している。 また、高齢者等の住宅確保用配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い情報提供を行っている。
		短期	③住まいの場における生活支援	居宅生活等を希望する者には、状況把握に努め適切に対応し、必要に応じて住まいの場の確保を含めた生活保護の適用を検討する。 公営住宅、民間賃貸住宅や無料低額宿泊所に入居した者に対しては、家計改善支援事業の活用などにより、本人の人権に配慮しつつ金銭管理や規則正しい生活を続けるための支援を行うとともに、ボランティアや社会福祉協議会、民生委員・児童委員の協力を受けて、近隣住民とともに生活のサポートに努める。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活保護の適正な運用については、各福祉事務所に對し施行事務監査等を通じて指導している。 また、金銭管理の支援を行うために、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業について、令和2年度に県が所管する2圏域で事業を開始し、令和3年度以降は6圏域に範囲を拡大して実施している。
		中長期	民間賃貸住宅の利用の円滑化	低額又は保証人の不要な賃貸住宅に関する情報の収集・提供を行う。 依頼文書等による協力要請等を通じて、ホームレスの入居に対する民間賃貸住宅の家主、経営者等の理解を促進するとともに、一般県民の理解と協力を得るための啓発活動を実施する。 さらに、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会等における民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた検討を行う。	県土整備部 都市整備局 住宅課 健康福祉部 健康福祉指導課	高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い情報提供を行っている。 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居できるように支援を行っている住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を行い、ホームページ等で周知している。 相談窓口となる市町村居住支援協議会の設立を促すため、講習会を実施した。
		短期	①ホームレス一人ひとりの職業能力や意欲に応じた就労支援	相談事業を通じて就労の意思があると確認したホームレスを、地域の有償ボランティア等として活用することを奨励する。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定を進めるとともに、就労準備支援事業の中で取組を行っている。
		短期	②就労のための環境づくり	市町村や民間団体は、地域で必要とされている仕事の受注を行い、ホームレスに紹介できるよう努める。 自立・自活を希望する者に対して、各種資格取得等の職業訓練等の利用やハローワークであっせんしている求職者支援訓練の利用を勧める。 これらを行っていく前提として、市町村や民間団体はハローワークや雇用関係部署と情報・意見交換等を行い、就労準備がある程度整った者に対しては、ハローワークの就労支援に誘導する。	健康福祉部 健康福祉指導課 商工労働部 雇用労働課	【健康福祉指導課】生活困窮者自立支援法に基づく各事業により支援を行っている。 【雇用労働課】「千葉県ジョブサポートセンター」において、千葉労働局と連携し、生活就労相談から職業相談・紹介までを実施している。

区分1	区分2	区分3	取組の概要	担当課	計画期間中の実施状況 (R元～R5)
(6)ステップ5 ー就労の支援・逆転の発想	短期	③就労の意欲が低い者、就労が困難な者への対応	就労の意欲が低い者に対しては、巡回相談を通じて、心身の健康を確認しつつ、今後の生活や生きる希望が持てるよう支援に努める。 就労に向けた準備を整えるため、就労準備支援事業や就労訓練事業を活用する。 また、高齢や傷病、障害のため就労が困難と思われる者に対しては、巡回相談を通じて社会福祉住居施設や良質な無料低額宿泊施設への誘導とともに、必要に応じて生活保護を活用していく。障害者総合支援法や介護保険法の適用も視野に入れて支援することを検討する。 【目標】 就労準備支援事業実施市町村数(令和5年度)54	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業について県が所管する全6圏域において事業実施するとともに、当該事業の実施を各自治体に働きかけている。 また、就労が困難と思われる者に対しては、無料低額宿泊施設への誘導や必要に応じ生活保護の適用を行っている。 【就労準備支援事業実施市町村数】 R1 30市町村 → R5 47市町村
		④本格的な就労のための支援	県や市町村は本格的な就労を希望する者を支援するため、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等で情報交換を行うなど、継続的な就労の道を探る。	健康福祉部 健康福祉指導課	県が所管する圏域については、各圏域において受入先の拡大に向けた就労圏域会議を開催するなどの取組を行った。 また、生活困窮者自立支援制度等の活用により、情報交換や就労支援を行っている。
		中長期 ①求人に関する情報の収集・提供等	経済団体や関係機関に協力を依頼するなど、求人に関するデータや就業ニーズに応じた求人開拓に関する情報の収集、提供を行う。	商工労働部 雇用労働課	経済団体及び県内事業所に対し、多様な人材の採用等の要請に併せ、アンケート調査を実施し、結果を国及び県の就労支援施設等に提供することにより、求人開拓につなげている。
		中長期 ②雇用主の理解促進	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨等を周知し、雇用主の理解を促進するとともに、一般県民の理解と協力を得るための広報・啓発を図る。	商工労働部 雇用労働課	県内事業所に対し、多様な人材の採用について要請を行った。
		中長期 ③継続就労に向けた支援	ホームレスの継続就労等を目的として、ホームレスのピアサポーターについて検討する。	健康福祉部 健康福祉指導課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、検討に至っていない。 なお、令和6年度以降の初任者研修等においてホームレス支援に関する説明をホームレス支援団体や元々ホームレスであった方々を講師として実施する方向で検討中である。
		中長期 ④社会参加のための就労に対する支援	高齢者や障害をもつ者等の社会参加を目的とした就労に対する支援を検討する。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業や就労準備支援事業等で支援している。
チャレンジ1 ー推進体制の確立	ー	県、市町村、民間団体の役割	「県の役割」 (1)市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等からなる「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設置し、本計画の進捗状況の確認、情報交換、啓発活動の推進等を実施する。また、ホームレス問題に関する県民の理解と協力を得るよう努める。 広域的な観点から、各市町村が実施するホームレス支援が円滑に進むよう市町村間の調整、情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援法による各種事業が実施されるよう積極的に働きかけていく。また、町村部において就労準備支援事業等を実施するとともに、ホームレスに対する適切な支援に向けガイドブックを作成する。 (2)必要に応じ国等関係機関との連絡調整を図るとともに、これらの機関から得られた情報等を市町村等に提供する。 (3)より有効なホームレス支援策の指針を打ち出すため、国の「ホームレスの実態に関する全国調査」に加えて、ホームレスが置かれている現状を把握するためのヒアリング等を実施する。	健康福祉部 健康福祉指導課	令和2年度から町村において就労準備支援事業を実施している。 生活困窮者自立支援法に定める任意事業の実施については、未実施自治体に対し研修等の機会を活用して働きかけを行った。 加えて令和5年度にホームレス支援に関するガイドブックの作成を進めている。

区分1	区分2		区分3	取組の概要	担当課	計画期間中の実施状況 (R元～R5)
2. ホームレス対策の横断的施策の展開	(1) チャレンジ2ー健康の確保	短期	①巡回・窓口での健康に関する相談、保健指導	市町村及び自立相談支援事業の実施機関は、巡回相談や窓口相談において、専門家による診断等が必要と判断されるときは、当該市町村の保健部局または健康福祉センター(保健所)に情報提供し、早期に健康相談、保健指導、心のケアを実施する。 また、自立相談支援事業の実施機関と市町村の保健部局や関係部署との連携により、健康相談・指導を行う体制を作る。感染症や難病、精神疾患等専門的な検診や対応が必要な場合は健康福祉センター(保健所)との連携により支援する。 さらに、ホームレスの高齢化に対応するため、保健医療職及び介護担当部局との連携による適切な支援を行う。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立相談支援事業等において関係部署と連携して健康相談等を行っている。
		短期	②疾病に関する対応や健康指導	健康福祉センター(保健所)、市町村、医師会・歯科医師会等の連携により、疾病への対応を図る。 また、こうした機会を通じて病気の有無など健康状態について把握し、必要な指導に努める。	健康福祉部 疾病対策課	感染症法に基づき医療機関から発生届出があった際には、届出された感染症に応じ、患者やその接触者に対する調査や指導等を実施することで、感染の拡大防止を図った。
		短期	③病気・けがが発生時の相談窓口の情報提供	ホームレスが病気になったときの相談場所や無料低額診療事業を行う医療機関等について事前に情報提供し、近くにいる仲間が連絡に行けるようにしておく。	健康福祉部 健康福祉指導課	巡回相談等において相談場所及び無料低額診療事業を行う医療機関等について情報提供している。
		短期	④医療を受けやすくするためのシステムづくり	医療を受ける必要があればいつでも受けられるように、生活保護法による対応の可能性や無料低額診療事業を行う医療機関等に関する情報を提供し、巡回相談等の際に助言する。	健康福祉部 健康福祉指導課	巡回相談等において相談場所及び無料低額診療事業を行う医療機関等について情報提供しており、医療を受ける必要があれば生活保護法等による対応を説明している。
		中長期		巡回または窓口で、健康に関する相談、保健指導に努める。 また、無料低額診療施設に関する情報提供を行う。	健康福祉部 健康福祉指導課	巡回相談等において無料低額診療事業を行う医療機関等について情報提供しており、医療を受ける必要があれば生活保護法等による対応を説明している。
		短期	①パトロール、巡回相談の際の安全確認等	パトロール活動などにより、ホームレスに対する事件・事故の防止や、地域住民の不安感の除去に努める。 ホームレスに対する事件・事故、ホームレス同士による暴行事件、ホームレス自身の行動による地域住民等への不安や危害を与える事案が発生したときは、速やかな指導・取締りや警戒活動等による再発防止、ホームレス自身の安全や周辺住民の不安感の解消に努める。 なお、福祉部局が巡回相談を行う際には、ホームレスの安全確認を行うとともにホームレス同士やホームレスと周辺住民とのトラブル防止の注意喚起を行う。	県警本部 地域部地域課 健康福祉部 健康福祉指導課	【県警本部】 ホームレスが関係する事件・事故の予防、検挙のため、パトロール等の地域警察活動を行ったほか、治安上の問題、住民の不安解消のため、住民から意見・要望を的確に把握するよう努めた。 【健康福祉指導課】 併せて、生活困窮者自立支援事業の会議等において、ホームレスの安全確認やホームレス同士等のトラブル防止の注意喚起を行っている。
		短期	②関係機関の連携による事件・事故の予防等	市町村の福祉部局は地域の実情に応じて、都市公園等の施設に係る機関等との情報交換や合同の巡回指導、関係機関と連携して対応策を検討するなど、随時又は定期的に連絡調整を行い、連携して、ホームレスに対する事件・事故の予防や地域における生活環境の改善、住民の不安感の解消を図る。	健康福祉部 健康福祉指導課	各市町村において必要に応じて関係部署同士で連絡調整等を行っている。

区分1	区分2	区分3	取組の概要	担当課	計画期間中の実施状況 (R元～R5)
(2)チャレンジ3 ー安全対策	短期	③適切な一時保護	緊急な保護が必要と認められる者については、関係法令に基づいて一時的に保護し、その都度、関係機関へ引継ぐ等適切な一時保護を行う。なお、関係機関は円滑な連絡・引継ぎに努める。	健康福祉部 健康福祉指導課 県警本部 生活安全部 生活安全総務課	【健康福祉指導課】生活保護法に基づき適切な保護の運用を行うよう実施機関に指導している。 【県警本部】各種関係法令に基づき、保護を要する者については、一時的に保護措置を講じている。 保護活動に当たって必要がある場合は、警察から医療機関に通報して診察を受けさせるほか、各市町村の生活保護担当課等に連絡して引き継ぐなど、適切に取り扱っている。
	短期	④ホームレスの人権や地域の安全確保等に関する啓発、情報提供	ホームレスに対する理解を深めてもらうとともに安全対策の一環として、町内会・自治会への回覧等を利用して、ホームレスの人権尊重、危害防止、事件・事故の情報提供の呼びかけを図る。	健康福祉部 健康福祉指導課 県警本部 生活安全部 生活安全総務課	【健康福祉指導課】生活困窮者自立支援事業の会議等において、ホームレスへの危害防止等の取組などについて働きかけている。 【県警本部】各種広報媒体等を通じて、事件・事故の情報提供を図った。
	中長期	①セーフティネットへのホームレスの組み入れ	地域住民の安全対策にホームレスも組み入れるよう、関係機関に働きかけ、ホームレスが被害に巻き込まれないよう努める。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立相談支援事業により、巡回相談等を実施する中で、関係機関への働きかけを行っている。
	中長期	②ホームレス自身と地域との融和	巡回相談等を通じて、ホームレスが野宿場所周辺の片付け・清掃を行うなど、地域住民との融和に努めるよう助言する。	健康福祉部 健康福祉指導課	生活困窮者自立相談支援事業により、巡回相談等を実施する中で、地域住民との融和を働きかけている。
(3)チャレンジ4 ー県民等への啓発	短期	①地域住民の理解を得る・自ら考える活動の展開	町内会・自治会への回覧等により、地域住民にホームレスへの偏見をなくすよう呼びかける。 民生委員・児童委員の研修や会議でホームレス問題を取り上げ、住民への啓発や相談活動での支援を依頼する。 県や市町村は、地域の指導的立場にある方や市民・学生・生徒向けに、ホームレス問題に取り組む識者、ホームレス又はホームレスであった者等による講演会を開催する機会を設けるとともに、講師の紹介など必要な情報の提供に努める。	健康福祉部 健康福祉指導課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、 実施 に至っていない。
	短期	②各種団体への啓発	「ホームレス自立支援推進会議」の参加団体、その他の様々な団体や組織(企業、医療機関、商工団体、商店街、町内会・自治会等)への啓発活動を通じて、ホームレス問題への理解の浸透を図る。 また、自立相談支援機関等と連携し、民間企業や各種団体向けにホームレス問題の啓発活動を実施する。	健康福祉部 健康福祉指導課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、 実施 に至っていない。
	短期	③関係機関への啓発	刑務所や拘置所等の関係機関に、刑余者等向けの相談先のパンフレットなどを設置することなどを通じて、ホームレス問題の理解の促進を図る。	健康福祉部 健康福祉指導課	令和2年4月に制定した矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領及び令和4年1月に策定した千葉県再犯防止推進計画に基づき、東京矯正管区内の矯正施設等に支援リーフレットを配付し、入所中からの支援ニーズ把握、出所後の社会復帰や生活再建に向けた相談支援を実施している。(計画に基づく事業)

区分1	区分2		区分3	取組の概要	担当課	計画期間中の実施状況 (R元～R5)
2. ホームレス対策の横断的施策の展開		中長期	地域住民の理解を得る活動と、「私にできるサポート」	ホームレスの多い地域の住民の会合でホームレス問題の話をさせてもらい、地域住民の理解の促進を図る。 社会福祉協議会など地域の様々な団体が開催するイベント等を通じ、巡回相談や炊き出し、借間探しなど、「私にできるサポート」を行うボランティアの拡大、定着を図る。	健康福祉部 健康福祉指導課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、 実施 に至っていない。
	(4)チャレンジ5ーホームレスの人権擁護	短期	①千葉県人権施策基本指針に基づく人権施策の推進	「千葉県人権施策基本指針」(平成27年2月改定)では、「ホームレスの人権」について施策の基本的方向を次のように定めている。 ・偏見・差別意識解消のための教育・啓発の推進 ・一人ひとりの状況・段階に応じた関係機関との連携 これらの施策を、本計画と併せて推進していく。	健康福祉部 健康福祉政策課	企業・学校等からの要望に応じ、講師を派遣する「人権問題研修会支援事業」において、ホームレス支援を行っている者を講師として派遣している。 令和2年度～令和5年度:要望なし
		短期	②人権尊重の視点からの住民への啓発	ホームレスに対する偏見や差別意識を解消して、広く人権意識の高揚を図られるよう、住民への啓発活動を行う。	健康福祉部 健康福祉政策課	
		短期	③権利擁護事業の利用	認知症や知的障害、精神障害等を持つ 方 のうち、判断能力が不十分なものに対して、必要に応じて福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理の援助を行う日常生活自立支援事業の利用を図る。	健康福祉部 健康福祉指導課	平成27年度から全市町村の社会福祉協議会において事業を実施している。 令和6年3月末現在で利用者数は1,805人となっており、年々利用者が増大している状況である。 【利用者数】 R2. 3月 1,497人 → R6. 3月 1,805人 (うちホームレス数 R6. 3月 0人)
		短期	④無料低額宿泊所利用者の支援の向上	本人の意思を踏まえた入所等、利用者の人権擁護と宿泊事業の適切な運営を目指して必要な指導や立入調査(監査指導等)の実施、施設長研修会等の開催を進める。 さらに、社会福祉法の改正により、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、無料低額宿泊所における社会福祉住居施設の届出を着実に推進する。	健康福祉部 健康福祉指導課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い一定期間調査を取りやめていた経緯はあるものの、県へ届出のある施設に対して、立入調査を実施している。
		中長期	①住民に対する、ホームレスの人権擁護の啓発	人権関連行事における啓発資料の配布や人権啓発ビデオの貸出等を通じ、ホームレスの人権について、県民の意識を喚起していく。	健康福祉部 健康福祉政策課	企業・学校等からの要望に応じ、ホームレスの人権に関するDVDを貸し出している。 令和2年度1件実績有、以降は要望なし 県庁ホームページ(人権のページ)にホームレスの人権について掲載し、啓発を実施した。
		中長期	②関係者に対する啓発	無料低額宿泊事業等、ホームレスに関連の深い事業を行う事業者に対し、施設利用者の人権に配慮した生活指導を行うよう呼びかける。	健康福祉部 健康福祉指導課	無料低額宿泊所の立入調査の際に人権配慮について確認している。